

保 健 相 談

動 向

平成23年震災後、各企業の安全衛生管理を見直し従業員の安全と健康の確保に取り組んでいる。当協会でも事業場の健康管理支援を行っている立場から、産業保健活動の中で事業場に協力した。

また、経済の低迷のなかでの企業環境を踏まえ、従業員のリスク管理、健康の確保の視点で心身の両面からの対応に重点を置いた健康診断の事後指導、メンタルヘルス対策での健康管理支援を事業場とともにすすめた。

1. 保健相談事業

保健相談事業は産業保健相談と健康管理型メンタルヘルス、特定保健指導の3事業を軸に展開した。契約形態は大きく分けて次の三種類である。①（年間契約）年間を通じて定期的に訪問し、健康管理全般を計画的に支援する。②（短期契約）業務委託内容にあわせ保健指導や集団健康教育、ストレス調査、健診時面接等を部分的に支援する。③（個別契約）個人受診者や事業所の健康診断の二次検査実施のための外来や健康教室等を活用・連携し、疾病予防に重点を置いている。

【保健相談事業区分】

	産業保健	健康管理型メンタルヘルス	特定保健指導
年間契約	専任保健師を決め、年間を通して産業保健全体の継続的な健康管理支援	専任保健師を決め、メンタルヘルスを中心とした継続的な健康管理支援	—
短期契約	業務委託内容にあわせた保健相談事業の支援	業務委託内容にあわせたメンタルヘルス事業の支援	健保組合の委託内容にあわせた、特定保健指導の実施
個別契約	個別保健相談 労災二次健診の 特定保健指導	ライフサポートクリニック メンタルヘルス教育 コンサルテーション	生活習慣病外来 LMP（6ヵ月間生活習慣改善プログラム）

（1）産業保健（表3-1）

事業場毎の産業保健活動全般への支援を行う年間契約の業務は、健康診断事後措置等の保健相談、従業員の精神面の健全性の保持や不調者への対応、過重労働者による職場・労働環境の変化へ即応する対策の組成、危機管理の健康管理活動と多様化しており、事業場関係者と連携して実施した。

（2）健康管理型メンタルヘルス（表3-2）

産業保健には、メンタルヘルス活動も含まれる。当協会は職域のほか、地域自治体・個人を対象に「健康管理型メンタルヘルス」とした事業が確立している。事業場からのメンタルヘルスに特化した依頼には「健康管理型メンタルヘルス」事業とし展開した。年間契約は出張型、協会来所型で対応し、メンタルヘルス不調者や復職支援など休業に至った要因の問題解決までカウンセリングを主体とした相談事業を実施した。短期契約はストレス調査票を活用した健診時面接、うつ病の早期発見による構造化面接や、ライフサポートクリニックによる個別対応をした。

（3）特定保健指導（表3-3）

保険者の委託に合わせた特定保健指導の実施、保険者の要望に対応した方法や工夫をした。

人間ドックでは、健診受診当日に階層化し情報提供と動機づけ支援まで実施できるメニューが実施者・受診者双方から評価されている。個人対応の充実を図るドックコーディネーターが保健指導を担当した。

2. 施設内保健相談

保健相談事業の個別契約は、当協会の中央診療所内で行っている。施設内に相談場所があることで、特に休職中など職場に行くことが困難なケースなどには、有効活用できている。

人間ドック・神奈川からがんをなくす会（ACクラブ）の会員制がん検診と外来の保健指導はコーディネーター（人間ドック部門所属保健師）と管理栄養士が担当し、個人対応の充実を図った。

関係の集計表は168頁に掲載